（国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正）

第十八条　国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の申請） **第二条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～九　（略） 十　法第六条第一項第二号から第八号までのいずれにも該当しないことを証する書類 ３・４　（略） （心身の故障により登録ホテル業を適正に行うことができない者） **第四条の二**　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により登録ホテル業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （準用規定） **第十八条**　第二条、第三条及び第四条の二の規定は旅館の登録について、第五条から第十六条までの規定は登録旅館業を営む者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（登録の申請） **第二条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～九　（略） 十　法第六条第一項第二号から第七号までのいずれにも該当しないことを証する書類 ３・４　（略） （新設） （準用規定） **第十八条**　第二条及び第三条の規定は旅館の登録について、第五条から第十六条までの規定は登録旅館業を営む者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条	法第五条第二項	法第十八条第二項において準用する法第五条第二項
第四条の二	法第六条第一項第六号	法第十八条第二項において準用する法第六条第一項第六号
	登録ホテル業	登録旅館業
（略）	（略）	（略）

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第十九条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定確認検査機関に係る指定の申請） **第十四条**　法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。	（指定確認検査機関に係る指定の申請） **第十四条**　法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第八号の二の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。
一～七　（略）	一～七　（略）